

社会福祉法人慈泉福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈泉福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は、支給しない。

- 2 役員等が、評議員会及び理事会等に出席する場合、監事が、監査を実施する場合の年間費用弁償（交通費）として5,000円を理事会または評議員会の開催時に前払いするものとする。ただし、各役員等は評議員会及び理事会年度最終開催月において実費精算ものとする。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

役員（理事及び監事）について定款第21条の規定があるが当面无報酬とし、費用弁償分を支払うこととする。なお、実費額は往復の交通費として予め各年度当初に各役員等が当法人に通知することとする。